

規制影響分析評価書

規制の名称	森林組合法における行政庁による報告徴収・検査の対象の拡大
担当部局	林野庁経営課
評価実施時期	平成17年5月
規制の内容・目的	【内容】 行政庁は、森林組合等に対してその業務・財産状況に関する報告徴収・検査を行うことができることとされているが、これらに加え、報告徴収・検査の対象を「組合の子会社その他のその組合と政令で定める特殊の関係のある者」にまで拡大することとする。 【新設・改正の目的】 行政庁による適切な監督機能の強化と組合員等からの請求に基づく検査を通じた森林組合等の内部けん制機能の強化により、森林組合等の適切な運営の確保を図ることを目的とする。 【新設・改正の必要性】 森林組合等の適切な監督実施の観点から、行政庁が森林組合等の業務・財産状況を正確に把握するためには、事業活動において密接に関係している子会社等との業務・財産上の関係を見逃すことができないこと、その経営の悪化が森林組合等の経営に深刻な影響を与えるおそれがあること等から、森林組合等に加えて、当該子会社等の業務・財産状況についても、行政庁が把握できるようにする必要がある。 【根拠条文】 ○ 森林組合法第110条第2項(新設)及び第111条第5項(新設)
期待される効果	森林組合等の経営の健全性の確保、森林組合等の内部けん制機能の強化による組合員等の利益の保護を図ることができる。
想定される負担	○ 報告徴収・検査に対応するための負担 森林組合等の業務・財産状況を把握するのに特に必要があると認められる場合に、子会社等において行政庁による業務・財産の状況に関する報告徴収・検査に対応するための負担が生じる。 ○ 行政の負担 森林組合等の業務・財産状況を把握するため、特に必要があると認める場合に、行政庁が報告徴収又は検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。
	○ 既存の手法の活用(任意の情報提供)

想定できる代替手段との比較考量	子会社等に対して任意の情報提供を求める手法が想定されるが、任意ではその情報の信頼性に欠ける場合があることから、報告徴収・検査を通じた行政庁による適切な監督機能を確保できず、森林組合等の適正な運営に支障を来すおそれがある。
備 考	農業協同組合及び漁業協同組合についても、それぞれ農業協同組合法第93条及び第94条、水産業協同組合法第122条、第123条において、行政庁に子会社等の検査権限を付与している。
レビューを行う時期	平成22年 4 月頃

規制影響分析評価書

規制の名称	森林組合法における理事に対する事業別損益を明らかにした書面の作成等の義務付け
担当部局	林野庁経営課
評価実施時期	平成17年 5 月
規制の内容・目的	【内容】 森林組合等の理事に対して、事業年度ごとに、決算関係書類のほか、事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書面の作成・通常総会への提出を義務付けることとする。 【新設・改正の目的】 森林組合等における情報開示を促進し、組合員等へ開かれた透明性の高い適切な事業運営の確保を図ることを目的とする。 【新設・改正の必要性】 合併の進展等による森林組合等の組織・事業基盤の拡大に伴い、組合員等が正確にその事業実施状況を把握することが困難になってきており、また、その事業内容の見直しのためには、各種事業の損益状況を組合員等が正しく認識することが不可欠となっていることから、事業ごとの損益状況を組合員等へ開示する必要がある。 【根拠条文】 ○ 森林組合法第50条の2（新設）
期待される効果	組合員等が森林組合等の経営状況を正確に認識するための判断材料が提供されることを通じて、情報開示の促進と組合員等の利益の保護を図ることができる。
想定される負担	森林組合等の理事に対して、新たに、事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書面の作成及び通常総会への提出が義務付けられるが、通常、事務的には決算の際に事業別に損益を整理しており、当該書面は一連の作業として作成することが可能であることから、過大な負担は生じないものと考えられる。
想定できる代替手段との比較考量	
備 考	農業協同組合や漁業協同組合については、それぞれ農協協同組合法第37条、水産業協同組合法第41条において、事業区分ごとに明らかにした書類の作成及び総会への提出義務が規定されている。
レビューを行う時期	平成22年 4 月頃



規制影響分析評価書

規制の名称	森林組合の総代会における合併又は解散の議決後の手続の簡素化
担当部局	林野庁経営課
評価実施時期	平成17年 5 月
規制の内容・目的	【内容】 総代会において森林組合の解散又は合併の議決がされたときは、理事は、遅滞なく組合員の投票に付さなければならないとされていたが、これに代えて、組合員へ当該議決の内容を通知しなければならないこととし、併せて解散又は合併反対者に総会招集権を付与することとする。 【新設・改正の目的】 総代会における解散又は合併の議決後の手続の簡素化を図り、合併手続に係る負担を軽減し、広域合併の促進に資することを目的とする。 【新設・改正の必要性】 合併の進展に伴い大規模になった森林組合が再合併する場合や単一市町村を地区とする森林組合が広域合併する場合の総代会議決後の組合員投票手続について、投票事務経費の負担増大等から、徐々にその対応が困難となっており、当該手続の簡素化を図る必要がある。 【根拠条文】 ○ 森林組合法第65条の2
期待される効果	合併手続に係る負担が軽減することで、大規模組合と小規模組合の合併の進展や広域合併の促進を図ることができる。
想定される負担	
想定できる代替手段との比較考量	○ 総代会議決後の手続の廃止 総代会は総会に代わるべき機関であるが、解散又は合併は森林組合の組織の根本に関わる事項であることから、組合員による直接的な意思決定の機会を保障する必要があり、総代会議決後の手続を廃止することは適当でない。
備 考	
レビューを行う時期	平成22年 4 月頃